

# Weekly Report

第202号

平成25年 2月12日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

## 贈与税の申告に関するQ&A

贈与税の申告は2月1日から3月15日です。24年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方や、相続時精算課税制度を適用する方、住宅取得等資金の非課税制度を適用する方などは、申告が必要です。

### ◆Q&A

Q. 複数から110万円以下の贈与を受けた場合は？

A. 歴年課税の基礎控除額は、贈与を受けた人ごとに年間110万円ですので、合計額が110万円を超えている場合は、申告が必要です(110万円以下であれば申告は不要)。

Q. 相続時精算課税を適用している贈与者(父)から110万円以下の贈与を受けた場合、申告は不要？

A. 相続時精算課税を適用している場合、歴年課税の基礎控除110万円は適用できないため、申告が必要です。なお、父以外の者からの贈与は歴年課税が適用できます。

Q. 贈与を受けた住宅取得資金が非課税限度額以下なので、申告しなくてもいい？

A. 住宅取得等資金に係る非課税制度の適用を受け

るためには、期限内に申告する必要があります。

Q. 法人から財産の贈与を受けた場合は？

A. 贈与税ではなく所得税がかかります。

Q. 離婚により相手方から財産をもらった場合は？

A. 通常、贈与税はかかりませんが、すべての事情を考慮しても多過ぎる場合は、贈与税がかかります。

Q. 生命保険金を受け取った場合は？

A. 保険料を負担していない人が保険金を受け取った場合は、贈与税の対象となります。なお、保険料を負担していた被保険者が亡くなり保険金を受け取った場合は相続税の対象です。

## 競馬の必要経費に外れ馬券は含まれない？

競馬の馬券配当で得た所得(一時所得に該当)を申告せず、3年間で約5億7千万円を脱税したとして罪に問われた男性の裁判(大阪地裁)が注目されています。

男性は3年間で約28億7千万円分の馬券を購入し、約30億1千万円の配当を得ており、利益は約1億4千万円でしたが、一時所得から差し引く必要経費は「その収入の発生に直接要した金額」と定められているため、外れ馬券は経費として認められず、30億1千万円から当たり馬券の購入額のみを差し引いた額が課税対象となっています。

男性側は利益以上の課税で外れ馬券の購入額も経費に含めるべきと主張しています。

## 活用が推進されるABL(動産・売掛金担保融資)

ABL(Asset Based Lending)は、企業が保有する在庫や売掛金などを担保として資金調達する方法ですが、金融機関の融資の担保は不動産が中心で、あまり活用されていません。

金融庁は、ABLが中小企業等の経営改善・事業再生や、新たなビジネスに挑戦するための資金調達手段となるよう、金融機関がABLに取り組む場合、どのような担保管理を行えばよいかを金融検査マニュアルにおいて明確化することで、金融機関による積極的な活用を推進しています。